

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

刈谷市立衣浦小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- ・いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体に徹底する。
- ・どの児童も被害者にも加害者にもなりうると認識し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。
- ・学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1)「いじめ・不登校対策委員会」の設置

- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭を中心に全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。
- ・学年主任会に「いじめ・不登校対策小委員会」を位置付け、児童の様子についての情報交換を行う。

(2)「いじめ・不登校対策委員会」の目的

- ・いじめの防止について共通理解する。
- ・いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えについて職員が共有し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・特定の教員が抱えこむことのないよう、組織として対応する。

(3)「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・全校で縦割り活動を日常的に取り入れ、思いやりの心、協力する態度を育てる。
- ・授業においては、伝え合う・聴き合う活動を大切にするとともに、他の生活場面においても、児童同士の

関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- ・日々の生活や活動の様子、生活アンケートや教育相談等から教師が児童の様子をよく把握し、その活動や努力を認め、自己肯定感を育むよう努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・生活アンケートとそれを基にした教育相談を、学期に1回全児童対象に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について日常的に相談しやすい環境を整える。
- ・①子ども相談センター、②すこやか教室、③こころの電話相談等、外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が問題を抱えこまず、相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には、加害児童の人的成長という教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等関係機関とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

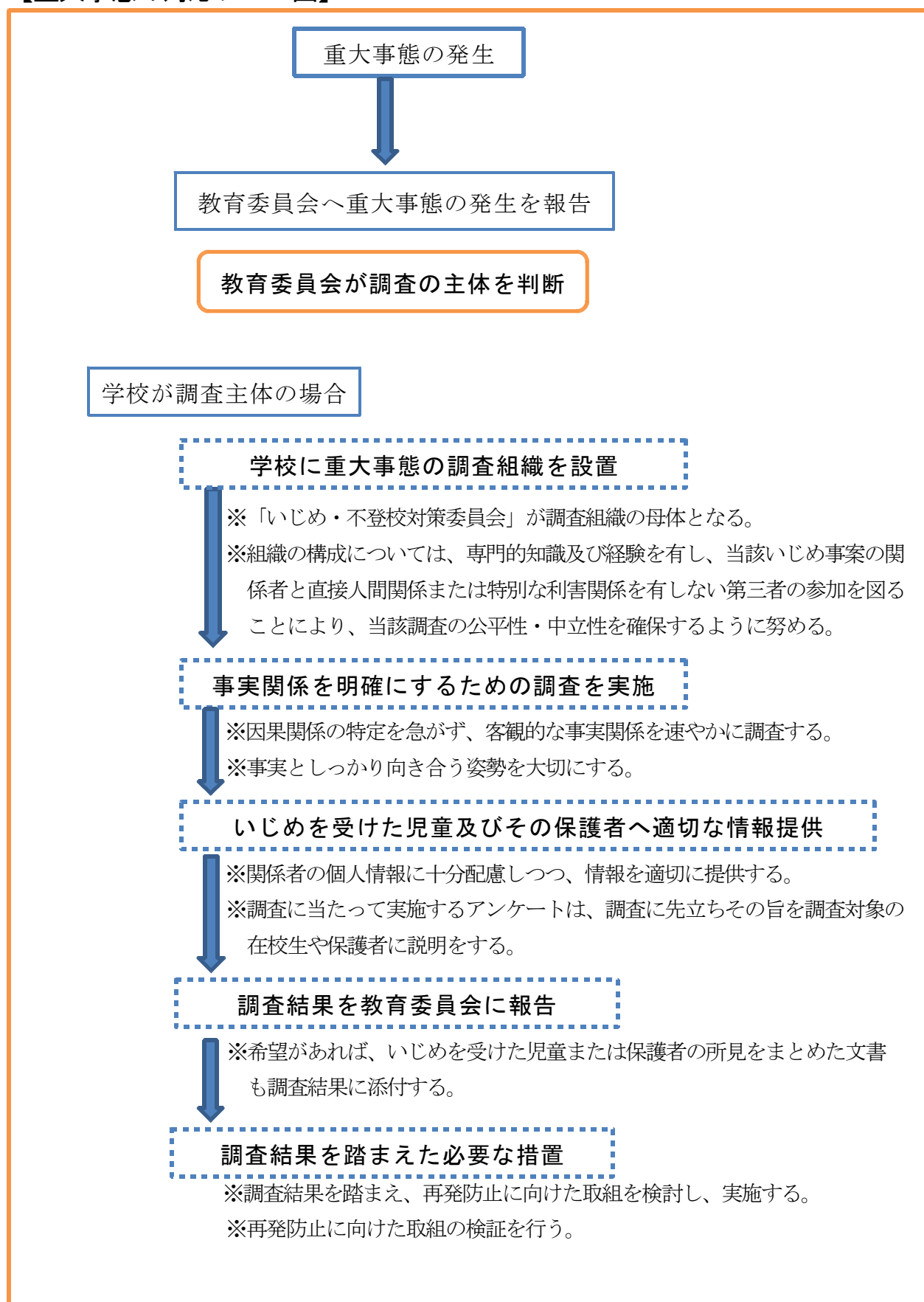
5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連した「いじめ」や「差別」の防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○なかよしグループ発足 ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月	D ↓	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○なかよし掃除の本格的な開始	○生活アンケート	○運動会
6月	C ↓	○「生活アンケート」より共通理解	○情報モラル指導（ネット・ラル） ○教育講演会 ○教育相談	○Q-U検査① ○教育相談	○保護者アンケート
7月	A ↓	○「保護者アンケート」の分析			○保護者懇談会
8月	P ↓	○中間評価→検証 ○Q-U検査講習会（児童・集団理解）	○全校出校日		
9月	D ↓		○福祉実践教室	○身体測定	○授業参観
10月	C ↓	○現職研修②（ケーススタディ）	○教育相談	○生活アンケート ○教育相談	○保護者アンケート
11月	A ↓	○「生活アンケート」より共通理解 「保護者アンケート」の分析	○学習発表会		
12月	P ↓		○人権週間（講話・全校道徳） ○赤い羽根募金活動		○保護者への学校評価アンケート
1月	D ↓	○保護者の学校評価アンケートの分析	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○生活アンケート	○授業参観 ○保護者アンケート
2月	C ↓	○「保護者アンケート」の分析 ○「生活アンケート」より共通理解	○1/2成人式（小4年） ○教育相談 ○ありがとう集会	○Q-U検査② ○教育相談	
3月	A ↓	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○Q-U結果検証			○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	P ↓	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○異年齢グループによる「もくもく掃除」・「なかよし遊び」	○健康観察の実施 ○校内委員会	○あいさつ運動（毎週月曜日）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。